

布川地区コミュニティセンター
指定管理者募集要項

令和 7 年 1 2 月

利根町教育委員会
生涯学習課

〈目 次〉

1	指定管理者募集の趣旨	3
2	募集の概要	3
	(1) 指定管理対象施設の所在及び名称	
	(2) 指定期間	
	(3) 設置者	
	(4) 指定管理者の募集及び選定の方式	
	(5) 選定委員会の設置	
	(6) 選定結果等の通知	
	(7) 協定の締結	
	(8) お問い合わせ・申請種類等提出先	
3	施設の概要	4
	(1) 構成施設	
	(2) 利用時間及び休業日	
4	業務内容	4
5	町の施策等との関係	5
	(1) 施策理解	
	(2) 町内業者の育成	
	(3) 災害時の対応	
6	指定管理者の募集に関する事項	5
	(1) 指定管理者の選定日程	
	(2) 指定管理者の募集手続き	
	(3) 指定管理者の申請に関する事項	
7	経費に関する事項	7
	(1) 利用料金の徴収	
	(2) 管理運営における利用料金の位置づけ	
	(3) 運営委託の支給	
8	指定管理者の指定に関する事項	7
	(1) 指定管理者の指定	
	(2) その他	
9	応募資格条件に関する事項	7
	(1) 応募資格条件	
	(2) その他留意事項	
10	審査に関わる事項	8
	(1) 第1次審査（書類審査）	

(2) 第2次審査(委員会審査)

1 1 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

布川地区コミュニティセンター指定管理者募集要項

1. 指定管理者募集の趣旨

利根町（以下「町」という。）は、布川地区コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）の管理を行うに当たり、町民に質の高いサービスを提供するため、地方自治法第244条の2第3項及び利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例（平成14年利根町条例第29号。以下「条例」という。）並びに利根町生涯学習施設管理規則（平成14年教委規則第15号。以下「規則」という。）の規定に基づき、コミュニティセンターの運営管理に関する業務を行う指定管理者を募集します。

2. 募集の概要

(1) 指定管理対象施設の所在及び名称

所在	名称
利根町大字布川2958番地1	布川地区コミュニティセンター

(2) 指定期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

(3) 設置者

利根町教育委員会

(4) 指定管理者の募集及び選定の方式

指定管理者の募集は公募とし、選定については総合評価方式とします。

提案内容は、書面審査及び面接審査を令和8年2月9日に申請者全員に対して実施し、指定管理者の候補者を選定します。

令和8年2月9日に出席できない場合は、代理人を選定して、必ず面接にお越しください。(時間と場所は別途通知します。)

(5) 選定委員会の設置

利根町指定管理者選定委員会設置規程に基づき、利根町指定管理者選定委員会を設置し、選定基準に基づいて提案内容の審査を行います。(なお、審査内容及び方法は公表しません。)

(6) 選定結果等の通知

選定結果は、申請書類を提出した応募者に対して通知します。

(7) 協定の締結

町は、選定された指定管理者の候補者と細目協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。

令和 8 年 3 月町議会定例会の議決後、指定管理者の候補者を指定管理者として指定し、町は協定を締結します。

(8) お問い合わせ・申請書類等提出先

利根町教育委員会 生涯学習課 社会教育係

〒300-1696 北相馬郡利根町大字布川841番地1

電話：0297-68-2211

FAX：0297-68-7989

メールアドレス：syougaku@town.tone.lg.jp

申請書類は郵送可。ただし受取の有無を確認するため、郵送後は上記までご連絡をお願いします。

3. 施設の概要

(1) 構成施設

コミュニティセンターの概要

ア) 名称 : 布川地区コミュニティセンター

イ) 場所 : 利根町大字布川2958番地1

ウ) 施設

鉄筋コンクリート造

1階：ホール・事務室等

2階：研修室等

3階：多目的ホール等

※物品等については、指定管理者で用意して下さい。

(2) 利用時間及び休業日

利用時間 午前 9 時～から午後 5 時まで（夜間は午後 9 時まで）

休業日 ア) 水曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に
規定する休日及び祝日

イ) 12月29日から翌年 1 月 3 日まで

※必要があるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、利用時間及び休業日を変更することができます。

4 業務内容

- ・使用の許可に関すること。
- ・使用料の徴収に関すること。
- ・維持管理に関すること。
- ・上記に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

なお、「布川地区コミュニティセンター維持管理業務仕様書」も参考にしてください。

5. 町の施策等との関係

指定管理者は、公の施設に関する業務を町に代わって行うものです。従って、町の持つ施策については、町と同様に行うことが求められます。

(1) 施策理解

本施設所有者である町の施策を理解の上、本施設の管理を実施することを基本とします。

(2) 町内業者の育成

本施設の管理を行うに際し、町の承諾を得てその一部を第三者に委託し、または請負わせる等の場合は、町内業者を優先し、選定を行うなど町内業者の育成に配慮してください。

(3) 災害時の対応

募集要項に定めていない事項についても、町の指示に従ってください。

6. 指定管理者の募集に関する事項

(1) 指定管理者の選定日程

募 集 要 項 の 配 布	12月16日～1月30日
質 問 書 の 受 付	12月16日～1月16日
質 問 書 の 回 答	1月23日までに回答
申 請 書 類 の 提 出 受 付 及 び 締 切	12月16日～1月30日
第 1 次 審 査 (書 類 審 査)	2月2日～2月6日
第 2 次 審 査 (面 接 審 査)	2月9日(議案提出前日まで)
指 定 管 理 者 の 指 定	3月利根町議会定例会
協 定 書 の 締 結	3月中旬

(2) 指定管理者の募集手続き

ア) 募集要項の配布

期 間 上記のとおり

場 所 利根町教育委員会 生涯学習課 社会教育係

時 間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

*町公式ホームページからダウンロード可能です。

イ) 公募説明会について

説明会については、開催しません。

ウ) 質問書の受付・回答

受付期間 上記のとおり（閉庁日を除く。）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

質問書（任意様式）は郵送，メール又は F A X でお願ひします。（必ず電話にて到着の確認をしてください。）口頭及び電話による質問は，受け付けません。

回答は，上記期限までに町公式ホームページにて回答します。

エ) 申請書類の提出

利根町生涯学習施設指定管理者指定申請書においては，

（2），（6）及び（7）については任意様式で作成してください。

（3）及び（4）は各申請者が，指定申請提出日から 3 か月以内に発行されたものを使用してください。

条例第 15 条及び規則第 7 条を参照し，様式に必要事項を記載してください。

オ) 書類審査

「10. 審査に関わる事項」を参照してください。

カ) その他

ご希望があれば，施設視察を承りますので(1月16日まで)，その際は生涯学習課にご連絡ください。

(3) 指定管理者の申請に関する事項

①申請に際して必要となる費用は，全て申請者の負担とします。

②提出部数等

申請に係る提出書類は，原本 1 部，副本 7 部をダブルクリップ等で綴じて提出してください。

③提出期間及び方法

上記提出期間における開庁日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提出場所に提出してください。

④提出場所

2. (8) お問い合わせ・申請書類等提出先を参照してください。

⑤提出書類の取扱い

- ア) 応募者が町に申請した応募書類は，理由の如何を問わず返却しません。
また，応募書類の著作権は，申請者に帰属しますが，町が必要と認める場合には，申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- イ) 提出された応募書類は，利根町情報公開条例に規定する「公文書」とし

て、同条例に基づく開示請求の対象となります。

ウ) 申請書類に記載された内容は、町が公表することにより支障があると判断された事項以外は、公表するものとします。

⑥申請後に応募を辞退する場合

申請後に辞退をする際は、第1次審査までに応募辞退届（任意様式）を提出してください。

7. 経費に関する事項

(1) 利用料金の徴収

利用者のニーズに主体的に対応し、公平性の観点から受益者負担を求めるとの考えから利用料金を徴収します。指定管理者は、コミュニティセンターの使用料について、条例別表に定める額を上限として、あらかじめ教育委員会の承認を得て、定めることができます。

(2) 管理運営における利用料金の位置づけ

条例第14条第2項の規定に基づき、コミュニティセンターの使用料は、指定管理者の収入として収受することができます。使用料収入は、運営管理に充当することとします。

(3) 運営委託の支給

人件費、事務費、光熱水費、施設管理費等の負担を軽減するために、運営委託の支給として指定管理料を町から年2回（5月及び11月頃）、2分の1ずつに分けて支給します。（ただし、翌年5月31日までに精算してください。）

※令和8年度の指定管理料は8,320,000円を上限額とします。

※町から指定管理者に対して支払う年度ごとの指定管理料の金額については、協議の上、決定します。

8. 指定管理者の指定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

町は、指定管理者の指定に関する町議会定例会の議案の議決後、町と指定管理者の協議に基づき、協定を締結します。

(2) その他

事業計画書のほか、指定管理料を支給するため、年2回に分けて事業報告書を提出してください。

9. 応募資格条件に関する事項

(1) 応募資格条件

法人その他の団体(以下「団体」といいます。)で、コミュニティセンターの管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有している者とします。(個人での応募は不可とします。)

なお、以下に示す条件を全て満たすことが必要となります。

- ア) 利根町入札参加者の資格等に関する規程第3項の規程に基づく者かつ利根町指名業者入札参加指名停止等措置要綱第2項の規程に該当しない者
- イ) 最近2年間の法人税, 消費税, 法人事業税, 地方消費税, 申請者の所在する市区町村の地方税を滞納していない者
- ウ) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団・暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体等でない者
- エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続きの申立てをしていない者, 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていない者又は破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産の申立てをしていない者
- オ) 本業務を円滑に遂行できる, 安定的かつ健全な財務能力を有する者

(2) その他留意事項

申請者が次の要件に該当した場合は, その者を審査の対象から除外します。

- ア) 複数の事業計画書を提出した場合
- イ) 申請者若しくは申請人の代理人, その他関係者が選定に対する不当な要求を行った場合, 又は, 指定管理者選定委員会委員に個別に接触した場合
- ウ) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- エ) 提出書類の提出期限までに所定の書類が揃わなかった場合
- オ) その他不正な行為があったと町が認めた場合

10. 審査に関わる事項

(1) 第1次審査(書類審査)

9. 応募の資格条件に関する事項に示す事項を満たす者であるか審査します。

* 第1次審査終了時点から協議締結までの期間に, 条件を満たさなくなった場合には, 原則として指定管理者の指定は行いません。

(2) 第2次審査(委員会審査)

利根町指定管理者選定委員会により選定基準に基づいて提案内容の審査を行います。

11. 関係法令

業務を遂行する上で, 以下の法令を遵守しなければなりません。

また, その他関連する法規がある場合は, それらを遵守することとします。

- ・ 地方自治法
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例
- ・ 利根町生涯学習施設管理規則
- ・ その他関係法令